

福 法 第 3 6 5 号
平成26年3月10日

各 法人代表者様

枚方市福祉部法人指導課長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（依頼）

日頃より、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より下記文書により事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても同文書の趣旨を踏まえ、消費税率の引上げに際して、調達における事業者からの消費税の適正な転嫁を受け入れていただくとともに、消費税転嫁対策特別措置法を遵守し、適切な対応を図って頂きますようお願いいたします。

なお、関係資料につきましては、枚方市法人指導課ホームページに登載しておりますのでご覧ください。

記

1 通知文書等

「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」

（平成26年2月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課発出文書）

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」
（平成25年11月経済産業大臣及び公正取引委員会委員長連名発出文書）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」
（平成25年11月15日消費者庁表示対策課長発出文書）

2 通知文書及び関係資料登載HPアドレス

枚方市福祉部法人指導課ホームページ

【社会福祉法人等への通知等】

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/houjin-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部法人指導課

TEL 072-841-1221 内線 3320

FAX 072-841-1322

E-mail houjin@city.hirakata.osaka.jp